

# 俳優などのフリーランスの生活保障制度の創設

饗庭靖之<sup>1</sup>

## 第1 ギグエコノミーの到来

世界的に、インターネットを通じて調達される労働者であるギグワーカーによって経済活動が行われるギグエコノミーが到来している。ギグエコノミーでは、仕事を依頼する企業も、仕事を行うために労働力を提供しようとする労働者も、プラットフォームにアクセスすることにより単発・不定期の仕事の受発注ができるようになり、インターネットを通じる業務の受委託により多数の人が働くことが可能となっている。

インターネットを通じる業務の受委託は、新たな働き方として、テレワーク、副業・兼業で働く人を可能にし、多様な人材の能力の活用や、子育てや介護と仕事の両立ができ、新たな技術の開発、オープンイノベーションにつながると考えられている。

このような働き方は、新型コロナ・ウィルスのための緊急事態宣言への対応のために会社業務をオンライン化して行うことと類似しており、会社員の業務も、会社が事業活動を行う上で必要な構成要素として判断した限りで業務に必要な人員として位置付けられて働くようになっていくと考えられる。そのときには、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っているエッセンシャル・ワーカーを除いて、会社に雇用されている労働者も含めて、働くすべての人の労働状況は、企業が必要とするときのみ仕事を与えられる、総ギグワーカー化と言える状況になるのではないかとさえ考えられる。

インターネットを通じて労働力が供給されるギグエコノミーにおいては、ネットを通じて企業に調達されたフリーランスの労働力が、知識と経験を蓄積させた企業内の熟練労働者に代わって、マニュアル化された労務作業を担っていくこととなる。

## 第2 請負・委任契約で働くフリーランスへのセイフティーネットの必要性

インターネットその他の手段により単発・不定期で労働力として調達されるフリーランスの実態は多様である。フリーランスの働き方のうち、雇用による働き方に近いときは、指揮命令の程度や時間と場所の制約も増す。これに対してフリーランスの働き方が、雇用によらない働き方に近づくと、指揮命令の程度や時間と場所の制約は減り、独立して働くことが求められる。

フリーランスの形態を大きく分けると、第一は特定の企業の強い指揮命令を受ける類型で、偽装フリーランスがこれに該当する。これは雇用労働者として扱われるべきである。第二は使用従属性はないものの、特定の取引先に経済的に依存する、従属的な働き方の類型である。第三は、特定の取引先に経済的に依存せず、事業者性・独立性を有する類型である。

---

<sup>1</sup> あえばやすゆき 東京都立大学法科大学院教授、首都東京法律事務所弁護士

しかしどの類型も、個人として働く限り、その収入は個人の生存を支えるためのものであり、フリーランスの処遇や保護のあり方が課題となる。

フリーランスが企業と結ぶ契約形態の多くは、請負・委任契約である。働く者が、労働した時間に対して報酬が支払われる雇用契約で働くか、作業に対して報酬が支払われる請負・委任契約で働くかで、働くことへの保障が大きく異なる。

雇用契約で働く場合は労働者として労働法の中で保護される。これに対し、請負・委任契約は、賃金が支払われる契約ではないため、基本的には労働者保護のための労働基準法、労働組合法、最低賃金法は適用されることはなく、また、企業内労働者を対象とした厚生年金や健康保険なども適用されない（ただし、労災保険への特別加入が認められる見込みである）。

このことは、請負・委任契約で働くフリーランスには、労働法や社会保障などの人間の生存権を確保することを目的とするセーフティネットの制度が適用されず、需給によりストレートに請負・委任契約の労働対価の水準が形成されることとなる。

このことにより、契約価格の低価格化が一律に進行すると、フリーランスとして働く者が分厚い低所得者層を形成することになる。その結果、労働法で守られた雇用者との間での所得水準の二極化が進行し、連帯感のない、暗い社会が作り出されるおそれがある。

フリーランスが社会の貧困層を形成する、所得水準が二極化した暗い社会を作り出さないためには、フリーランスに、人間としての生存権を保障するセーフティネットを構築することが必要と考えられる。

### 第3 請負契約で業務を行うフリーランスについての、将来の請負報酬債権を担保にした融資制度の創設

#### 1 フリーランスについての融資制度

今日、フリーランスに対して、社会保障のセイフティーネットは整備されていない。またフリーランスを対象にした融資制度などの金融制度も見当たらない。

このため、フリーランスには、収入が途絶するおそれが常にあり、フリーランスとして働く者の生存を確保するセイフティーネットは生活保護制度のみである。

しかし、生存権は生活保護受給前に予防的に保障される必要があり、フリーランスとして働く者が生計を維持できるよう、生活面での安全保障が必要である。

このため、セイフティーネットの役割を果たすことができる、フリーランスを対象にした融資制度などの金融制度を作ることは、社会的に重要な意義がある。

フリーランスは、請負・委託契約により業務を行うので、その請負・委託契約による将来の報酬債権を担保にした融資制度を設けることは、検討可能である。

#### 2 雇用制度の下で労働する者についての、将来報酬を基にした融資制度

給与報酬がある職種には、給与を基にしたローン制度があり、例えば警察官を取り上げると、警視庁管内の警察官を対象にした警視庁職員信用組合では、口座を開設し、預金、支払い、利殖を行うことができるとともに、公務員として継続的安定的に給与が支払われることへの信用を基にした融資制度がある。

警視庁職員信用組合のHPによれば、その融資制度として、  
住宅ローンは利用限度額5000万円、最長借入年数35年、  
教育ローンは利用限度額1200万円、最長借入年数15年  
自動車ローンは利用限度額400万円、最長借入年数10年、  
結婚ローンは利用限度額400万円、最長借入年数15年、

そのほか、人生の中で大きな出費となる可能性がある医療や介護による出費の必要性に対応するための医療・介護ローン、偶発的な大きな支出を強いられることになる災害による出費に対応するための震災・災害ローン、その他の様々な出費の必要性に対応するための生活一般ローン、その他ローンが設けられ、職員に利用されている。

警察官のみならず、雇用契約の下で働く労働者については、働く企業の共済制度であつたり、あるいは労働金庫により、人生の中で大きな出費となる可能性がある出費に対応するための、同様の融資制度が用意されており、これらの生活保障のための融資制度により、安心して生きていくことが保障されている。

これに対し、フリーランスにはこのような融資制度がなく、フリーランスで働く人には、住宅を取得したり、子供の教育に費用をかけたり、医療や介護を家族に十分行うことができることの保障が存在しない。

生活保障のための融資制度が雇用契約で働く労働者にあるのに対し、このような融資制度が、請負・委託契約で仕事をするフリーランスに存在しないことは、雇用契約で働く労働者に対するフリーランスの職業格差を大きく生じさせている。

フリーランスで働く人が自分の仕事を一生のものとして、プライドを持って職業人として大成していくためには、人生を送る中で必要となる出費を賄うための融資の制度が必要と考えられ、フリーランスで働く人が利用できる生活保障のための融資制度を創設することを検討する必要があると考えられる。

#### 第4 請負・委託契約で業務を行うフリーランスの例としての俳優の生活保障のための融資制度の検討

##### 1 請負・委託契約で業務を行う俳優への融資

請負・委託契約で業務を行うフリーランスの生活保障のための融資制度のシミュレーションとして、俳優に対して、事業協同組合ないし信用組合が生活保障のための融資制度を設けることについて検討する。

俳優は雇用されている場合を除き、俳優が演劇、映画等へ出演するための契約は、事業者として契約することになるから、請負契約となることが多いであろう。したが

って、多くの俳優はフリーランスと考えられる。

俳優の業務は、新型コロナ・ウィルスの影響により、演劇関係を中心として、壊滅的な打撃を受けている。俳優の仕事の減少が、企業というバッファーがない個人事業者である分、ダイレクトに俳優の収入に影響している。

その中で、俳優業の再生を図っていくために必要なものの一つとして、俳優の生活保障のための融資制度を検討することも必要と考えられる。

このため、請負・委託契約で業務を行う事業者の生活保障のための融資が必要な場合の典型的なものとして、俳優の生活保障のための融資制度を検討する。

## 2 俳優に対する生活保障のための融資の必要性

俳優とは、演劇、映画等において、その人物に扮して台詞、身振り、表情などで演じる人をいう。

俳優は、個人事業者であり、業務に長期の継続性はなく、収入は不安定である。現状における俳優業は、職業的に成功するか、失敗してほかの職種に転向していくか予測不能であり、生活の保障を持たない冒険的職種の最たるものの一つと言えるかもしれない。

生活の保障を持たないことは、俳優業が一生をかけて従事していく安定的な職業ではないことを意味するから、多くの俳優にとって、俳優業に集中して大成していくことは困難なものになっていると考えられる。

俳優に、収入を基礎にした生活保障のための融資制度がないのは、人生で遭遇する大きな出費を必要とするとき資金を用意するため正規の金融を利用する途がないことを意味し、不正規金融を利用して泥沼にはまることも含め、俳優が技術を磨くことの妨げになるおそれとなっているといえる。

俳優の収入の不安定さは、将来収入を基にした融資制度を成立させることに難しさがあるとしても、俳優は、個人事業者として事業者性を有し、俳優を組合員とする協同組合への加入資格がある。そのため、俳優を組合員とする事業協同組合ないし信用組合が、同業者金融を行う機関として融資を行い、俳優業の経済的バッファーとなりうるかを検討する。

## 3 俳優の生活保障のための融資において、将来の報酬債権を担保とすること

### (1) 担保の必要性

上記した警視庁職員信用組合や企業の共済制度あるいは労働金庫の生活保障のための融資制度では、融資額が一定限度以下では無担保の融資もある。これは、雇用される者が継続的安定的に給与が支払われることが、これらの者の返済能力への信用性を作り出しているため、無担保で融資を行うことも可能となっている。

これに対し、俳優が俳優業により将来稼得する報酬は、単発的で、長期の継続性を

持っておらず、俳優の人気に左右されて報酬が増えたり減ったりする不安定性がある。このため、俳優の生活保障のための持続可能な融資制度を作るためには、融資が返済されることが必要であり、そのため融資金を確実に回収するための担保が必要となる。

したがって、俳優の生活保障のための融資制度の検討のためには、融資金の回収のための担保をどのように確保するかが重要な事項となる。

## (2) 退職金支払請求権の担保としての適格性

上記で例示した警視庁職員信用組合では、住宅ローンのように一定程度大きい融資の場合には、融資を受けようとする者の有する資産である不動産が担保とされるとともに、融資を受ける者が将来支給される報酬債権の一つである退職金からも返済がなされている。

退職金支払請求権は、退職時に現実化する請求権として就業規則等に定められるものであるが、退職時の給与に勤続年数別の支給率を乗じて算出されるので、勤続中も仮にその時点で退職したとすれば支払われる額を計算することができる。

このため、退職金支払請求権は、支払額が計算でき、かつ将来減少することはないため、確実な担保となる性格を持っている。

しかし、フリーランスは、企業の就業規則の下で働いていないため、退職金はない。

## (3) 俳優の生活保障のための融資の場合の担保

融資を受けようとする俳優が、不動産、動産、預金債権といった資産を有するときには、これらを融資返済のための担保とすることができる。

しかしこれらの資産を有しない俳優も多いと考えられるが、現実の資産を有しない俳優が有する唯一の資産は、将来稼得する報酬債権である。

雇用されていない俳優の将来の報酬債権は、退職金支払請求権のような確実な将来報酬債権ではないが、現物の資産を有していない俳優に対して融資を行う場合、将来稼得する報酬債権を担保とする必要がある。

将来の報酬債権を担保とするとき、担保からの融資金の回収は、担保権実行時点で発生しているが未だ支払われていない報酬債権から、融資を行った組合は回収することができる。

1 回目の回収は、担保権実行時点での未払いの報酬債権に限られるが、融資を受けた俳優がその後も仕事を続ける限り、報酬債権は発生し続け、それが担保権の対象となっているので、仕事を継続することによって、回収額は大きなものになっていく。

しかし俳優業により将来稼得する報酬は、俳優の人気に左右されて報酬が増減する不安定性があり、また病気等により仕事を続けられない場合は、融資金につき、未回収となる部分が発生してしまう。

このように、俳優業の将来報酬は担保としての安定確実性が十分とは言えないため、俳優の生活を保障するための融資を行うために必要となる担保としては、俳優業による将来報酬だけでは足りない。俳優業による将来の収入以外に取得する資産も担保に

取り込む必要があり、俳優が俳優業から得る収入だけでなく、俳優が他の事業によって得る収入や他に得る給与所得や退職金、アルバイトの収入などもすべて担保に組み入れることが必要と考えられる。

また、このようにすべての収入を担保とすることが技術的に可能か問題となる。俳優が個人事業者であり、仕事の依頼を受ける相手が特定していないため、将来の不特定の者からの受注を受けることになる報酬債権や、さらに雇用契約に基づく報酬債権も含めて、担保権の対象とすることになるからである。

このことに、俳優が会社を作っているときに対応するのは、債権譲渡登記制度であり、担保にとる債権が特定していなくても、将来の報酬債権に担保を設定する人（俳優）と、将来の報酬債権の担保権を取得する機関（俳優に融資を行う事業協同組合ないし信用組合）が共同で法務局に申請することにより、俳優の将来の報酬債権に包括的に譲渡担保権を設定したことを登記して対抗要件を取得できる。

俳優が会社を作っていないときは、俳優の将来の報酬債権に包括的に譲渡担保権を設定する契約を行い、同時に組合は通知する権限を得ておき、担保実行時に、債権譲渡の通知を報酬支払先に行う。これにより、俳優に融資を行う事業協同組合ないし信用組合は、包括的に将来の報酬債権を融資の担保にすることができる。

#### 4 融資金返済不能による融資原資の資本の欠損を穴埋めする必要性

俳優の将来の報酬債権を担保としても、俳優の収入が、雇用契約のような継続性を持たないことから、俳優が住居や預金などで十分な資産を有していない場合は、担保は融資の回収を確実にすることにならない。

融資を受けた多くの俳優は、努力して融資金の返済債務を履行するであろうが、やむを得ず、返済することができない場合が生じざるを得ない。この場合、融資金返済不能によって融資原資の資本に生ずる欠損を穴埋めするための財源を、融資を行う制度に導入する必要がある。

その財源として第一に、組合員の俳優に、自主的に組合への出資金を継続的に拠出してもらうことが考えられる。組合員が拠出した出資金は、事業協同組合ないし信用組合の自己資本となり、未回収となる融資金が発生したときに使われるが、出資金を拠出した組合員が事業協同組合ないし信用組合を脱退するときに、組合の財産に対して有する自己の持分に相当する金額の返還を受けることになる。

また、融資金返済不能による融資原資の資本に生ずる欠損の額をできるだけ少なくするために、融資方法として、俳優業の継続事業価値として将来稼ぐであろう収入全体を担保にとる「事業継続型融資」を選択できないかを考えると、俳優業を行う者は個人なので事業継続型融資を使うことはできない。（事業継続型融資は、融資を受けた者が返済債務の不履行をしたときは、経営権に付した担保権を実行して、経営権を譲

渡換価して、融資金を回収するが、俳優である個人について経営権を担保にとることはできないので、事業継続型融資を行うことはできない。)

これに代わり、俳優業の継続事業価値としての将来の稼得収入を実質的に体現しているものとして、俳優の獲得している「人気」、あるいは俳優が人に与えている感銘力、人が俳優に対して持つ共感、といった俳優の有する無形の財産があると考えられる。

これらの俳優の獲得している無形の財産を金銭化すれば、それが俳優業の継続事業価値を体現しているものと言える。その無形の財産を金銭化する方法は、クラウドファンディングを行うことによって、俳優の有する無形の財産を評価する人々に融資制度の原資として出捐してもらうことだと考えられる。

## 5 俳優の生活保障のための融資におけるクラウドファンディングの導入

クラウドファンディングとは、事業を企画する者が、企画する事業に賛同する人々に資金の提供などの協力をしてもらい、提供された資金を原資にして、事業を行うものである。

事業の成果を上げてもらうことを目的として資金提供するが、資金提供の対価として、事業の成果を金銭の分配という形で出資者に配分することはしないという寄付型の資金の拠出形態が可能である。

近時、シェアリング・エコノミーの形態の一つとして、デジタルプラットフォームがクラウドファンディングの運営会社となり、事業者が企画する事業を、運営会社のプラットフォームに掲示して広く資金を集めることを手助けする形で、クラウドファンディングの運営に関与するようになっている。

デジタルプラットフォームは、クラウドファンディングで集められた資金が、資金提供者に開示した使用目的に正しく使われるように関与することによってクラウドファンディングの信用を高めることとなるよう、株式上場（IPO）の手助けをする証券会社の業務に似た役割を果たすことが期待される。事業者は、このようなデジタルプラットフォームに、不特定多数への情報開示を委託して、クラウドファンディングに取り組めるようになっている。

クラウドファンディングによる資金提供を受ける事業者は、デジタルプラットフォームを通じ資金提供者に対し、事業遂行の報告を継続的に行う。資金提供者は、事業が遂行されることに関心を有しているため、出資した事業の遂行状況を把握することによって、資金提供の目的は達成される。

株式会社では、資金提供者は株主となって、事業が成功するように支配権を及ぼす。これに対して寄付型のクラウドファンディングは、事業が成功することを期待して資金提供するが、事業そのものに対して権限を持たず、事業主体が、事業を行うことを見守るのである。このようなクラウドファンディングの仕組みは、俳優のファンが、

俳優が生活の保障制度の下に、芸の道に邁進することを期待する、というファンの希望に適合する。

クラウドファンディングを通じ、ファンには、自分がファンである俳優を含めた俳優という集団を支援してもらう必要がある。個々の俳優を支援するファンが、協同組合の俳優の生活保障のための融資制度にクラウドファンディングにより資金提供してくれることに対して、協同組合の組合員である俳優は、ファンに対する感謝を形としてフィードバックする活動を継続的に行っていく必要がある。

ファンが、俳優が生活の保障を得て芸の道にまい進することに対して、実効的に支援したいというときには、ファンが、俳優の生活保障のための融資を行う事業協同組合ないし信用組合に出資をして協同組合の組合員となることを認めることも考えられる。この場合、ファンは組合員として、俳優の組合員とともに組合を所有し、組合の事業運営について参加して発言することとなる。このようなことを考えることができるのは、クラウドファンディングで支援を行うということと、協同組合の組合員として組合活動を支えるということには、高い親和性あるいは類似性があることを示している。

以上のとおり、融資金返済不能による融資制度の資本に生ずる欠損を穴埋めすることができる装置として、クラウドファンディングを考えていくことができる。

## 6 俳優業についての将来報酬債権を基にした融資制度の持続可能性

俳優業についての将来報酬債権を基にした融資が持続可能な制度となるためには、融資金返済不能による融資原資の資本に生ずる欠損を埋める方法が必要である。

このために、クラウドファンディングを導入することのほか、俳優が出演する興行の売り上げ収入の一部を、融資原資の欠損を埋める財源にすることが考えられる。

更には、文化振興という目的のために、国、公共団体が、融資原資の資本に生ずる欠損に対して補助金を拠出することが考えられる。

以上により、俳優が職業に集中して大成していくことが可能となるよう生活の保障に資する制度として、俳優の報酬債権を基にした、持続可能な融資制度が検討されることが望まれる。

## 第5 請負・委託契約による個人事業者の将来報酬を基礎とした融資の可能性

フリーランスには、収入が途絶するおそれが常にあるにもかかわらず、今日、フリーランスとして働く者の生存を確保するセイフティーネットは存在しない。

フリーランスに、収入を基礎にした生活保障のための融資制度がないため、人生で遭遇する大きな出費を必要とするときに金融を利用することが閉ざされていることは、多くのフリーランスにとって、フリーランスが一生をかけて従事していく安定的な職業ではなく、仕事に集中して大成していくことが保障されないことを意味している。

しかし、フリーランスは個人の請負事業者であり、フリーランスの業務を続けるた



めの経済的基礎を作るために、同業者金融を行う機関として、フリーランスを組合員とする協同組合を組織することができる。

フリーランスの業務の態様は多種多様であるため、フリーランスの職種ごとに、事業協同組合ないし信用組合が組織されて、業務の特性に応じた融資を行うことを検討することができると考えられる。

その検討の際、俳優業の例でも述べたクラウドファンディングは、どの業種でも資金補填方法として導入を検討することが考えられる。どの業種も、社会的に意義があるから職業として成り立っているのであり、その仕事を理解し支援する人たちはいる。評価支援しようとする人々がいることは、フリーランスで働く人の無形の財産なのであり、これをクラウドファンディングにより資金化して活かすことは、どの業種においても成り立つと考えられる。

各職種のフリーランスについて、生活保障を目的とした融資制度が行われることは、各職種のフリーランスが安定的に発展していくための礎となると考えられるので、検討されていくことが望まれる。